

近畿地方整備局長 上総 周平 様

2009年8月12日

近藤ゆり子

「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長  
〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1  
TEL/FAX 0584-78-4119

今般、近畿地方整備局長にご就任のこと、お慶び申し上げます。

あなたは覚えておいででしょうか。

1996年6月、建設省中部地方建設局河川部河川調査官だったあなたは、名古屋市本山の生協会館で、「1995年河川審答申と河川法改正の方向性」というような趣旨の講演をされました。「河川行政の透明性・公開性を高める」という方向性をあなたは強調されました。

講演の後、私は「(河川行政の透明性・公開性を高めるということは)一般市民にバックデータも公開する、ということですね」とあなたに直接尋ねました。あなたは「その通りです」とおっしゃいました。

まだ情報公開法もありませんでした。「工事实施基本計画/高水計画参考資料」にマル秘印がついていた時代のことです(1968年の「木曾川水系工事实施基本計画参考資料 基本高水、計画高水流量の決定に関する資料 揖斐川」は、国会議員を通じて入手していました。なんでこれがマル秘なの?ととても不思議に思いました)。

1995年に、「中止も含めて見直す」として、建設省が各地で設置することとした「ダム等審議委員会」は、ダム反対運動を続けている人たちには評判の悪いものでした。「ダム建設のお墨付きを与えるための機関だ」と。

反対運動の八の字もなかった徳山ダムについても( )、「徳山ダム建設事業審議委員会」が、地元知事などの猛反発を受けながら、1995年12月20日に第1回の会合をもって発足しました。委員の多くが自治体関係者で占められ、学識者委員は徳山ダム推進を掲げる地元知事が推薦した人たちばかりでした。この委員の顔ぶれを見れば、「建設推進の意見を出さずに決まっている」と断言できるものでした。

あれだけの反対を押し切って長良川河口堰の「本格運用」を強行した「代わり」に木曾川水系の大事業について設置したのだ、と私(たち)は思いました。

それでも - あるいはそれゆえ - 「徳山ダム建設事業審議委員会の設置を受けて」、12月25日に、私たちは「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げました。

「徳山ダム建設事業審議委員会」の場では、傍聴者発言ができるわけでもなく、ただ黙って傍聴しているだけでした。それでも、一般市民が徳山ダムについて、それなりに纏まった情報に接する機会を設けたのは(それまでの完全密室からすれば)画期的でした。「わたくし」的には、「ダム」に関連するたくさんの用語や概念を「教えて貰った」と感じています。以後、その知識を手掛かりに、かなりのことを知る

ことができるようになりました。「基本的知識の共有」がないと、＜外野で「おかしいぞ！中止しろ！」と喚く＞ VS ＜「河川管理者がすべて正しい」「行政の継続性」＞ となってしまうと、およそ対話は成立しません。河川管理者が、本当に流域住民とともに「川をどうしていくのか」を考えていこうと思うならば、専門職であるあなた方は、積極的に市民に情報を公開し、知識を広める努力が必要です。その努力を受けとめる市民は必ず存在します。

「基本知識を教えて貰った気がする」という意味も含めて、私は「建設省の『中止も含めて見直す』というのはまるきりウソをついているわけではない」と思いました（「技術と人間」1998年3月号「徳山ダム問題を考える（1）揺れ動く“地元”からの報告 - 審議会とは何だったのか」に若干書いています）。

「まるきりウソをついているわけではない」が、なかなか本当に「中止も含めて見直す」とはならない ... あなた方ももどかしさを感じている、と私は思いました。そういう中での上記のあなたの講演でした。私は一種の希望の灯を感じました。

「河川行政の透明性・公開性を高める」。それは1997年の河川法改正（16条の2 特に第3項・第4項）として結実したはずだ、と私は考えています。

つまり、私にとってあなた（上総周平さん）は、「河川行政の透明性・公開性を高める」希望をもたらしてくれた人であり、1997年改正河川法の人格的象徴なのです。

さて、まさに1997年改正河川法の象徴としてあり続けた淀川水系流域委員会が、死に体にされています（2006年に近畿地方整備局長になった布村明彦氏の「淀川委征伐」が功を奏した、とうことでしょうか？）

まさにこの時にあなたが近畿地方整備局長になられたのはどういうことなのでしょう？私の評価・判断は揺れています。

「河川行政の透明性・公開性を高める」必要性、河川管理者の説明責任の重要性は、ますます高まっています。そのことはあなたはよく分かっておいでのはずです。

今ここで淀川水系流域委員会を「休止」に追い込み（死に体にし）後に「資料も口々に目を通さない」「何も考えない」「事務方にオンブダッコ」の委員を揃えて（あるいは少々だけ「そうでもないマシな」委員を加えて目眩ましをして）、淀川水系流域委員会という名称だけのものを継続させても、それは設置者（近畿地方整備局長）の恥となり、河川管理者への不信を増すだけです。

ここ数日でも洪水による多数の犠牲者が出ました。洪水による直接の死者が出ていないにしても私の居住する大垣市には「洪水常襲地域」荒崎地区（揖斐川支流杭瀬川の支流の大谷川右岸越流堤から洪水が流入する地域）があります。

水害の危険は、ダム建設によってきれいに除去されるわけではありません（超過洪水は必ず「ある」。国交省がさかんに言う「異常気象」を考えれば、その生起可能性は高くなっている、と考えるべきなのでしょう）。

洪水調節施設の完成、連続堤の整備完了を待ってはられないのです。だからこそ「洪水氾濫域減災対策制度」というような「あふれさせる治水」方針を出されているようです。

「あふれさせる治水」は、住民の理解が得られなければ、到底採れない施策です。つまり、河川管理者への不信を広げることは、即ち治水事業を遅らせることになってしまうのです。河川管理者 - 河川行政への信頼を高めることなしには、水害から人命・財産を守る使命は果たせないのです。

上総周平さん、あなたは、ある意味では「大変なとき」に近畿地方整備局長にられましたね。

淀川水系流域委員会をどうしていくのか、設置者であるあなたの姿勢が鋭く問われています。

ダム委員会にしてしまうのか、それとも第1期、第2期、第3期以上のものと評価される第4期委員会を創ることが出来るのか？

そのどちらになるのかの影響は、一つの流域委員会の行方にとどまりません。今後の河川行政の行く末の多くが、あなたの判断にかかっているとんでもない過言ではありません。

1996年6月の名古屋市本山の生協会館でのことを思い出して下さい。あのときのあなたの「初志」を思い出して下さい。

あれから13年以上の歳月が流れました。来年は、一緒に「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げ、その後徳山村の地権者から権利を譲って貰うことができた亡夫（近藤正尚）の十三回忌です。

この歳月は、河川行政を前進させたでしょうか？それとも後戻りさせてしまったでしょうか？

私はあなたに期待したい - 希い、というべきかもしれませんが - と思っています

以上

追伸：拙著「徳山ダム導水路はいらない！」（風媒社）をお読み頂けると幸いです。せいぜい2時間、出張の移動時間に読めてしまいます（あなたは木曽川水系の地名・河川名や施設名は - 施設の目的・規模も - 十分ご存じですから）。